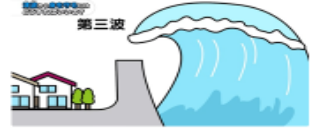




★津波から自分の身を守るためのポイント

- 海岸付近で強い揺れを感じた場合や揺れは小さくとも長い時間ゆっくりした揺れを感じた場合、また地震を身体で感じなくても「津波注意報」を見たり聞いたりしたら海岸から離れましょう。もしも「津波警報」や「大津波警報」を見たり聞いたりしたらすぐに海岸から離れてできるだけ高い場所へ避難しましょう。
- 津波は1度だけでなく複数回に渡り襲来し、第一波より第二波や第三波など、後から襲来する波の方が高い場合もあります。第一波が引いた後、家に戻り被害にあった人もいます。一旦波が引いた場合や発表された津波の到達予想時刻を過ぎて津波が到達しない場合も、「津波警報」・「津波注意報」が解除されるまでは避難を継続しましょう。



★津波に関する豆知識～津波の速さ

津波は海が深いほど早く伝わる性質があつて、沖合ではジット機と同じくらいの速さで進みます。津波が陸地に近づいて水深が浅くなると速度は遅くなりますが、海岸近くには時速30～40kmくらいの速さでやってきます。これは50mを5秒で走るのと同じくらいの速さなので、海岸で津波を見てから逃げようと思つても逃げきれません。

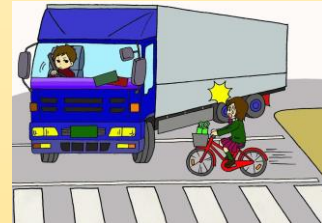
消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>) をもとに作成



交通事故防止のお願い

1 登下校中に交通事故にあわないために

- ① 道路や交差点では、一度止まって左右の安全を確認します。
 - ② 交差点では下がって待ち、青信号でも車が来ないか安全を確かめながら渡ります。
 - ③ 車やバスの前後を通り抜けて、飛び出しをしません。
 - ④ 横に広がって歩きません。
 - ⑤ 車に乗るときは、後部座席でも、必ずシートベルトをします。
 - ⑥ スマホ、イヤホン、傘などを使用しながらの自転車運転はしません。
- 



2 自転車乗車中に交通事故にあわないために

- ① 車道の左側を走ろう。
- ② 歩いている人を優先しよう。
- ③ スマートフォン、傘差し等のながら運転はやめよう。
- ④ 交差点では安全確認しよう。
- ⑤ 夕方からライトをつけよう。
- ⑥ ヘルメットをかぶろう。



こちらも
お願いします

合い言葉は
止まる・見る・待つ

11月1日から道路交通法が改正されます。

- ★ スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。
(停止中の操作は対象外)
- ★ 違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金、
交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金です。

